

沖東第一一號

昭和二十二年一月二十五日

沖繩縣知事代理官

沖繩縣内務部長事務取扱

復員廳第一復員局長



殿

沖繩本島軍屬の未支給々々與金代理受領  
方御依頼について

今般財團法人沖繩財團が貴廳に對し沖繩に於ける軍屬の未支給々々與金の代理受領方を願出て居りますが右財團は喪に本官並に沖繩關係代表の協議の結果組織されたもので比嘉理事長並に財團の組織運営に關しては十分の信頼を持つて居ります  
本給與の受領については各受領者から留守宅渡事故申告書は徴し

31

沖繩本島軍屬の未支給

て居りますが尙手續として委任状を徵求添付すべきですが願出人中には既にマ司令部の還送命令により沖縄へ歸還した者もある状態で事實上困難でありますから別紙添付の内務大藏厚生各省に於て諒解認可してゐる同財團設立趣旨書寄附行爲事業説明書等による財團の性格と任務とに鑑み代理受領者として適當と認めますので同財團へ一括交付ありたく御依頼致します  
右に關する事務處理の一切の事故については本官に於て十分監督すると共に處理致します、  
何卒沖縄縣人のために急速に御取計ひ下されたく證明旁々御依頼致します